

造林公社問題検証委員会 第3回会議議事録

日 時：平成21年(2009年)2月9日(月) 13:00-17:35

場 所：滋賀県農業教育情報センター4階第5研修室

出席委員：北尾委員、阪田委員、進委員

高田委員(副委員長)、辻委員、浜田委員、

真山委員(委員長)、吉田委員

1. 開 会

(司会)

委員、委員が少し遅られるということですが、時間となりましたので、ただ今から造林公社問題検証委員会の第3回会議を開催させていただきます。

2. 滋賀県琵琶湖環境部長挨拶

(琵琶湖環境部長)

委員の皆様方におかれましては、前回に引き続き大変お忙しいところをお集まり頂きまして厚くお礼申し上げます。

さて、前回から今回までの2回にわたりまして、年代別に主要な事実経過をご説明させて頂き検証を頂いておりますが、今回は造林公社の造林終了の前後から現在に至るまでの事実経過につきまして検証を頂くこととなっております。

また本日は、前回の会議で関係の方から直接ご意見を伺うということになりましたのを受けまして、前回のご意見も踏まえて、県内の林業家の様においで頂いております。

委員の皆様方におかれましては、国や県の政策、造林公社の運営にかかる事実につきまして、また、公社が経営悪化に至った要因は何であったのか等につきまして、公正・公平なお立場から、忌憚のないご意見、ご議論を賜りたいと存じます。本日もよろしくお願い申し上げます。

資料確認

定足数確認・事務局出席者紹介

(司会)

本日のご出席委員は、ただ今のところ6名の委員でございますが、設置要綱に照らしまして、会議は有効に成立しておりますのでご報告申し上げます。

なお、事務局といたしまして、次第となっております資料の2ページでございますが、

琵琶湖環境部長以下関係職員が出席をいたしております。また、造林公社からも、副理事長以下関係職員に出席を求めていますので、併せてご報告をいたします。

傍聴者注意事項

(司会)

傍聴の皆様をお願いいたします。

傍聴の方は、発言はできません。また、写真撮影、録画録音等もできません。議題によっては、途中で非公開と決定される場合がございます。その場合は、途中で退席をお願いすることがございます。

その他、会議の進行上、委員長あるいは係員の指示があった場合は、従って頂くようお願いをいたします。

詳細につきましてはお手元の「傍聴について」をご覧頂きたいと思っております。

どうか会議の進行にご協力をよろしくをお願いいたします。

また、報道関係の皆様にも撮影は情景程度として頂くようお願いいたします。

3. 議 事

(1) 参考人からの意見聞き取り

(委員長)

それでは、次第に従いまして会議を進めたいと思っております。どうぞ本日もよろしくお願い申し上げます。

本日は次第にありますように、まず、前回の委員からのご意見を踏まえまして県内の林業家の方にお越し頂いておりますので、ご意見を伺いその後質疑応答を行いたいと思っております。

その後、前回に引き続き「造林公社問題に関する主要な事実経過について、その2」の説明を受け、休憩を挟んだ後に論議をお願いしたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは早速ですが、参考人としておいで頂きました 様からご意見をお伺いしたいと思います。

様には、お忙しいところお越し頂きましてありがとうございます。

では、事務局の方から最初に 様のご略歴などについてご紹介をお願いいたします。

(司会)

お手元でございます、第3回会議次第の3ページをお開き願いたいと思っております。

本日、参考人としてお願いしております 様でございます。 様は栗東市にお住まいで、昭和32年から農業、林業にご従事頂いているとお聞きしております。このペーパーにございますように、各種農林業のいろんな団体の役員をご歴任されているということでございます。

様は、林業後継者として自己所有林約80ヘクタールをお持ちだとお聞きしておりますが、その経営に積極的に取り組んでおられまして、その功績は地域の模範林として、多くの林業関係者がその技術や経営意欲を学び、地域林業の振興に大きく貢献しておられます。また現在は若い後継者を積極的に指導するなど、後継者の育成にもご尽力頂いているところでございます。

信念を持たれましたご熱心な森づくりは非常に説得力がございまして、本県の森林林業に対しても貴重なご指導を頂いているところでございます。

様の方から本日の話題提供ということで、ご意見を伺う内容につきまして予めペーパーを頂いておりますので、それも併せてご覧頂きたいと思っております。以上でございます。

(委員長)

それでは、まず 様の方から20分程度お話しをお伺いいたしまして、その後、委員の皆さんからご質問をお受け頂くということで進めたいと思っております。

では、よろしくお願ひいたします。

(参考人)

ただ今ご紹介を頂きました、栗東に住んでおります と申します。

委員の皆さんは、大変な大役をお引き受けになりましてご苦労様です。

私は、今ご紹介を頂きましたようなたいそうな事はやっておりませんが、ただ農業、林業併せて生活の糧として今までずっとやってきました。これから与えられました時間は短いですが、私の考えややってきたこと等をお話させて頂いて、私のお役を終わりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

私がなぜ林業に関わったかということは、ここにも少し書いておきましたが、高校に入った昭和30年に私のおじいさんが亡くなりましたが、当時は相続税率が非常に高かった。世間では、相続税が払えない者は夜逃げするのではないかという噂があったくらいで、たまたま先代から引き継いでいた山が少しありましたので、それで10年年賦で年貢を払っていこうということになりました。それで親父も大変残念がっていましたが、木を伐って何とか税金を払うということやってきました。

確か私が卒業する時には、初任給が5千円くらいでした。山の木がだいたい1本700円か800円くらいでした。その時分は石という単位で換算しておりましたが、それが年々、700円が1千円に、1千500円に、1万円となり、昭和45年くらいまで木材価格はずっと右肩上がりでありました。

私も家の山の木を伐って税金を払った後は、ほとんど裸山になってしまいました。皆さんが想像されるような山ではありません。素材屋が、良い木、間に合う木だけを取って行って、後、枝などがいっぱい山にあった。山を歩けない状態のまま、放ったらかしの状態でありました。

それではいけないということで、当時木材価格は上がって行くし、将来これで生計を立てていこうという思いもございましたので、その木を1本1本作業処理を行い、植栽ができるような状況、「地拵え」といいますが、それをずっとやってきました。

そのようなことをやりながら、当時はまだガス燃料も出ておりませんでしたので、薪、割木が草津市での消費が多かった。当時はまだ草津の住民の方が山に来て、下刈りをして、それを柴にして持って帰り家の焚き物にしておられたという状況の時でした。山も放ったらかしではなく、手入れができて、非常に綺麗な山であった。山のウェイトが非常に大きかった。

その当時は山はよろしいな、よろしいなということでしたので、そのままずっと行くかなと思っていましたが、それが今のような状態になってしまいました。

そのような中で、林業というものに一生懸命になって、地拵えをして、雑木林を伐って、植栽をして、将来に向けて基礎固めをしようということで、ずっとやってきました。おそらく造林公社も、その辺りから植林をされたと思います。

日本全国が戦後、山を守らなくてはいけないということで、植林に全精力を注ぎ込むような施策だったのではないかと思います。私も補助金ももらえるということで、山に木を植え、今から思うと、だいたい本数にすると20万本以上の木を山に植えた。それが、今間伐の時期が来て大変なんです、このようなことをその当時は思っていなかった。植えた木が一本一本大きくなって、それが何万円かで売れば良いという思いであり、ずっと昭和45年頃まではそういう状況でした。

ところが、昭和50年を越えると様子が変わってきました。今まで右肩上がりの木材価格が並行になり、50年代中頃からはやや値下がりをして、そして平成になれば、ほとんど採算ベースに合わないような状況になってきました。

そういう状況の中で、私も何とか食いしばっていかないといけないということで、山の木がだめになり始めてから、農業の方に力を入れ始めました。何とか生計を立てられ生活できるような状況を保ってきたわけです。

山というのは、当時は、木を植え、それを売って、そのお金で生計を立てるという目標であったんですが、最近、非常に環境問題をやかましく言われてきて、そういう方向に変わらざるを得ない状況に来ております。

そんな中で、私もただ山に木を植えているだけではいけないということで、昭和35、6年頃、オート三輪を買って、薪を買って草津に持って行き、燃料会社にも買ってもらう生計を立てていました。多い時には1年に1万5千本くらいの割木をしたことがあります。

そのような状況でやってきましたが、これではやはり山へは車で行けるようにしなければいけないということで、昭和35、6年頃から少しずつ道をつけていきました。道をつけるといいかもしれませんが、皆さんご存じかと思いますが、1年ずっと道を付けますとその冬には霜崩れが起きてまた落ちるのです。横に芝を張っておけば良いのですが、その当時はブルドーザーで押すだけの工事でしたので、また次の日それをどけないとだめでした。その繰り返しでだんだん道が固まっていきましたが、確かに苦労しました。

昭和57年過ぎ頃にトラクターを買って、その前にすくうバケットを付けて、それで何とか道を開発していったという思いがあります。その機械が今でも使えるので、なかなか長持ちするなと私自身感心しています。

そんなことで、林道を付けなければいけないという思いで林道に重点を置いてきま

した。現在はヘクタール当たり50メートルを超えていると思います。もちろん、軽トラックが入れる範囲の作業道を含めての話ですが。

昔は皆、牛で木を引っ張ったり、それから木馬（キンマ）にソリを付けて木を出した経験もあります。ほとんど昭和40年後半からは索道を使っていたのですが。

マツの木もまだあり、栗東の場合は消費地が非常に近いということで、素材業者が立木で買いに来て、それを売っていた。

そんな関係で生計は山の恩恵を私もだいぶ受けております。その恩返しもしなければならぬということで、今一生懸命がんばっているのです。

そのような中で、山で非常に問題になっているのが価格です。非常に木材価格が安い。私も今年から生産森林組合の責任を持たされ、今年、県の治山堰堤をして頂きました。敷地は無償提供ですが、木材そのものはちょっと補償が付く。その補償の付き方もいろいろありまして、業者に伐ってもらうと、補償が少ししかない。自分が伐って出すと補償金が多く頂ける。

うちの生産森林組合も昨年までは作業員を雇ってやっていたわけですが、今日のような状況ですと、生産森林組合が他の仕事を委託して作業をするのはいけないと言われてまして、今年から止めました。そうすると仕事がない、人がない、それで業者伐採で上げてもらおうということで伐って土場まで上げてもらった。その時に、三重の松坂から業者が来ていまして、これを帰りに積んで行って「三重の松坂の市場に降ろしてほしい」と話をしたら、そうしたら「油代をくれ」と言うんですね。おかしいと思い「土木業者にお金をもらって上の土場まで伐って上げ、4mに揃えて伐っている。ただそれを積んで持ってだけで、何で油代がいるのか」という話をしたら、「頂かないと勘定が合わない」ということでした。それで足下を見られていると思い断りました。

それから、15立米ですが、細い方が5立米くらい、太い方が用材として間に合うのが10立米くらい、それを地元の製材屋さんに「ただでいいし持って帰って家で製材してそれを売って金儲けして」と言ったら、「さん、よく考えてほしい。手間が高い。積んで持って帰って製材しても儲からない」ということで、とにかく見て欲しいとお願いをして見てもらいましたが、やはりだめだとのことでした。

そんな状況で結局森林組合に頼んで持って帰ってもらった。その時に「お金くれるか」と聞いたら首をかしげられた。仕方がないので雨降りに私も手伝いに行き、枝の長いものを切ったりして、4トントラックの3台までになった。結局それは森林組合の職員の手間賃になってしまい親方の手間賃には何も入らない。そのような状況が今の林業の状況でございまして、私も組合の者としては例え1万円でもお金を頂かないと皆さんに顔が立たないので、泣きついて結局1万円を頂くことができました。

そのような状況ですので、私も平成に入ってから木をほとんど伐っていません。もちろん間伐など伐り捨てはやっていますが、お金にしたことがありません。

今、造林公社さんの話を聞くと、20年毎に列状間伐で木を伐って広葉樹に変えていくという方針を出されておられるようですが、私は非常にこれを疑問に思います。なぜ疑問に思うかというと、公社さんの林地は琵琶湖から離れた外側にある。もともと、人が入って手入れができないような状況の中で植林をされた。おそらく植林をされた当時は大変だったと思います。苗木を担いで1時間2時間。私の山でさえ2時間くらい担

いで行かなければならないところがあった。そして植えてあれだけの立派な山にされた。その山を今伐ってお金になるなら良いが、借金があるから何とかつじつまを合わせるために伐られるならこれは非常にもったいないと思います。また、それが広葉樹に変わるかといえば、非常に疑問に思います。

皆さんもご存じのように私の山の隣が田上（たなかみ）山からずっと続いた山で八ゲ山です。昔は奈良の都にその木を伐って運ばれた。他から来られると「立派な岩がありますね」と言われます。元々その岩は土の中にあった。土が流れて天井川になって琵琶湖を埋めて細い南湖の所に出ています。そのほとんどが田上山から流れ出したものです。もちろん土質によると思います。またそういうことになり得る可能性が十分ある。もしそれをやられたら、おそらく造林公社に非難が集まるのではないかと思います。先般そのような話を伺って、私はあまり賛成できないと感じました。このことはこれから決められることであり、私個人が林業家として意見を申し上げているものであり、これは聞き流しておいて頂ければと思います。

林業は難しくなってきました。私も作業道を付けて、これから高性能機械。とにかく人を使っていたら絶対勘定が合わない時代になってきています。とにかく機械でやらなければならない。そのため、公社の山の場合へき地にあるということは、それだけコストがかかる。そんなコストがかかるところで木を伐って、果たして勘定になるのか。あちこちで油代を払わなければ伐ってもらえないのではないのか。そのようなことを思います。

それと、木というものは根曲がりをしていたら絶対採算が合わない。1本百円の木なら、根元の木、株の根張りが付いていなければ、1番玉として市場は認めない。例えば60センチを伐っても2番玉になる。1番玉がだいたい50円くらい。そして2番玉が、20円か30円くらい。そしてずっと下がって、3番玉、4番玉などはほとんどタダになる。だから、1番玉でお金を上げないと、全体での採算が合わないと思います。雪が降ればなぜ雪起こしをするかということ、根曲がりを防止し、真っ直ぐに育てようということで、良材をつくるためです。もちろん、歪んだ木も別の用途はあります。それはごくまれであってほとんど直材しか売れない。ベニヤ材にしても直材でなければ皮を剥いていけないという状況ですし、そのような中で果たして売れるのか。

それからもう一つは年輪の幅です。公社の山はおそらく中腹から上に植わっていると思います。中腹くらいのところは、前が広葉樹林の跡地であれば肥沃地が多い。そうすると成長度が激しいので年輪幅が非常に大きい。年輪幅が大きいと市場に持って行ってもまずそれは良い値で売れない。いくら良い木でも年輪が大きいと、立米1万円から1万2、3千円というところである。そういう木材は果たして採算に合うように出るかどうかが、私は疑問に思っています。

甲賀から栗東、三上あたりは砂地であり、砂地の木は非常に成長が遅い。年輪が細かい。だから、栗東を含めて甲賀のヒノキは、日本中のなかで一番固い、そして綺麗、非常に強いヒノキだと私は思っている。そういうところの木が100年、150年すれば、東浅井の谷口林業のような300年の木になれば、1ヘクタール売って何千万と儲かるかもしれない。そのためにはやはり長い蓄積というものが必要となってくるのではないかと思っています。

そういうことで、私の林業はそういう思いで、これからは長伐期にもって行って、その間、例えば生産森林組合の来年度の方針であれば、今は一銭も上がらないのでとにかく間伐を行う。息つなぎの間は太い木と細い木を伐って中間を残していく。そして、例え少しでも道端だけでも上げて、それで運営管理に充てていこうと思っています。それである程度伐れそうになれば、太い木で間伐していこうと、私はそういう方向にもっていきたいと思っています。

公社は、非常に奥地に植林をされました。周辺の林業家が活性化し励みになったと思います。そして今このように琵琶湖の水が綺麗なのも公社さんのおかげと違うのかという思いもしております。

私は林業家ですので、林業に、木に対して愛着を持っております。そんな中でやっているわけです。

最後にこれからどうするかという問題ですが、栗東の商工会さんがございます。今1500人程の会員さんを抱えておられます。商工会さんが昨年8月頃に相談を持ちかけられ「実は商工会でCO2の排出権を売買したい、引き受けてくれるか」ということでした。「それなら生産森林組合で引き受ける、そんな良い話なら協力する」と話をしまして、いろいろ私もそれなりに勉強をし、栗東の場合どの程度に搬出量があつてどの程度のお金になるのか計算をしてみました。ここに書いてありますように、栗東では、だいたいヘクタールあたり5トンの計算で23万円くらい。これが高いか安いかは、また皆さんの意見を聞かせて頂かなければなりません。そういうことで今栗東には2千ヘクタールの山がある。そのうち評価されるのは、手入れができてそこそこ成長していないといけませんが、そういう山が1千ヘクタールあったとしても、だいたい年間4億円ずつ、緑の権利を売ることができるという話をしておりました。例え10万円でも良いので商工会さんからうちにもらって栗東の山にそれを注ぎ込んでいけたらなと思っています。

私が造林公社さん、あるいは県の方をお願いをしたいのは、あれだけ大きい2万ヘクタールの山の持ち主であれば、下流にそういう話を持ちかけ、権利を買ってもらって、それを山に還元してもらおうような方向でやってもらえれば、周辺の我々のような零細な林業家としても張り合いがある。それに便乗させて頂いて山の手入れができる。国の補助金とそういうものを併せてやっていけば、また良い状況になるのではないかという思いをしています。

それから木材の価格ですが、滋賀県と三重県とを比較すると全然違うんですね。それはなぜか。滋賀県は非常に消費県で山も周辺にあつてそこに木材業者もあつて、それほど大きな施設が必要ではなかった。それが今になってみるとハウスメーカーなどが買いくる施設がありません。ところが先日三重県の林業研究グループの会長と話したら、立米8万円で売れるという話であつた。私たちはいくらがんばっても立米2万円くらいしか売れない。それが8万円とはどういうわけかと話をしておりました。先般、うちの生産森林組合の役員で研修に行きました。山の木自体は私たちの方がもっと立派な木があるのですが、やはり周辺の状況が違います。そういう業者が100社近く集まっています。そして県外からハウスメーカーさんなどが松坂の飯高の方へ行けば良い木があるということでどんどん木が入ってくる。だから木材を高く売ることができる。そうい

う話をして頂きもっともなことと思われました。それが滋賀県では通用しない、ということで、私もやかましく県の方をお願いをしています。そういう施設の基盤整備を早急にして欲しい。そうすることによって滋賀県の木もどうかして採算ベースに乗るのではないかと考えています。

時間は20分ということですので、皆様のご質問を頂いて私の知る範囲でお答えさせて頂きたいと思います。ご静聴頂きましてありがとうございました。

(委員長)

どうもありがとうございました。ではこの後今のお話を受けまして委員の皆さんからご質問をして頂き、お答えを頂くということでおよそ20分程度を考えております。どなたからでもご質問あればどうぞ。

(委員)

先程、雑木林を人工林に変えていかれた、とお話をされましたが、樹種としては、どういう樹種でどれくらいの割合ですか。

(参考人)

私のところは、スギが2割くらい、ヒノキが8割くらいを目安に植栽をしております。最近、平成10年に9号、10号の台風が来た時に大きい被害を受け、あちこちに穴が空いたのでそこにケヤキを植えています。ところが鹿が非常に増えてきまして、造林公社もテープ巻きを沢山しておられますが、あれをしなければお金になる木ができないということで、そういう経費がかかっていると思います。鹿がケヤキを食べるので家の畑で3年程育て3メートルか4メートルくらいにして、山に持って行って植える。そうすると被害が少なくて済む。そんな状況で獣害対策が非常に大きな問題で、品質的に採算が合うような木にするには、まず鹿対策が非常に大事だと思います。そういうことも併せてこれから林業の先が暗いと思います。

(委員)

保育にしても間伐以外にそういう獣害対策をやらなければなりませんからね。

それと先程長伐期ということをおっしゃっていましたね。そうすると、獣害の影響を防ぐために、どうしても保育していかなければなりません、それはどのようにお考えでしょうか。

それと今、害があるのはケヤキとおっしゃいましたが、スギとかヒノキはどうですか。

(参考人)

もちろん、スギ、ヒノキでも鹿にやられているのが目立ってきました。ある地域の方と話をしていたら、80年生のヒノキを鹿が皮を剥いたという話を聞きました。20年生くらいで終わるのかと思っていましたが、80年生くらいの木でも皮を剥くのかなという話をしているくらいです。それくらい鹿が沢山増えてきている。それを守ってい

くということは大変な事だと思います。

何年間かけて造林公社の山を広葉樹に変えていくということですが、広葉樹に変えれば鹿はもしかすると広葉樹の方へ皆行くかもしれない。しかし周辺の山はまた鹿の被害で困るのではないかなと思います。だから、早くから鹿の数を減らすためには免許を持っていない者でも罾くらいかけられるようにしてもらいたい。農業でもそうですが、稲を田んぼに植えたら一週間ほどして生え付き色が付いて成長しかけると、鹿が食べてしまう。それを2回食べられると穂が出ない。調べたら、1反くらいあつという間に食べられてしまう。そういう状況の中で、第一次産業というのは、非常に厳しさがあるわけですが、しかし鹿を大事だとおっしゃる方もあるので、それなりに奥地の方で、実のなる木を作ったりとか言われますが、一旦里に下りてきたものは帰らないのではないかなと思っています。

(委員)

先程、造林公社の山がへき地にあるとおっしゃいました。採算が合いにくいというのはよく分かるのですが、例えば、林道からどれくらい離れているようなところであれば採算が合うとか、そういうものはあるのでしょうか。

(参考人)

やはり端に機械が行かなければ採算ベースにならないと思いますね。架線を張って集材をするにしても、架線を張るのに少なくとも200メートルもあれば10人くらいの手間がかかります。今は良い機械もあるようですが、しかしそれも機械がやってくれるのではなくて、やはりワイヤー1本は張っていかなければならない。そういうことから考えると、テレビでもやっていましたが、日吉町の森林組合のように細かく道を付けて、高性能機械で細かく間伐をしていかなければならない、採算ベースには決して合わないのではないかなと思います。林道から遠ければ遠いほど高くつきますので、おそらくよほど良い木があっても油代がかかり無理だと思います。

(委員)

現実問題として、公社さんが持っている山はだいぶへき地ですね。林道を付けるにしても非常に難しいと思うのですが。

(参考人)

林道があるかどうか分かりませんが、昔はヘリコプターでも良いという話がありました。しかし最近ではヘリコプターも非常にコスト高になるようですし、そうなればやはり道を付けてそれで採算ベースに乗せるような方法を考えていかないといけない。それが非常に遅れていたということは、やはりその辺の指導、そういう取組みが少なかったのかなと思います。

また人件費も極端に上がり、そして、今は外材も少なくなってきたようで、外材の方がやや値が高いような雰囲気になっているようです。これから景気が非常に良くなればまた期待ができるのですが、おそらくこの景気は10年くらいは底辺のままいくので

はないかと言われている中で、非常に問題があるのではないかと思います。

(委員)

以前に三重県の先生のところに会いに行って林道から何メートルくらいなら採算が合うのかと聞いたことがあり50メートルとおっしゃったのです。50メートル以上ならなかなか難しいという話でしたが、その辺の感覚はどのような感じですか。

(参考人)

おそらく高性能機械が腕を出して、20メートル30メートルのワイヤーを張って、木の長さだけを引き出せるくらいなら手間は係らないのですが、40メートル、50メートルのワイヤーを引っ張っていかうとなると現地では大変なのです。

(委員)

それでは、50メートルでも難しいということですか。

(参考人)

腕が伸びて20メートルくらいまでなら採算ベースに合うと思います。傾斜があれば道と道の間が50メートルあってもある程度下りに向いて落ちますので、それならよいのかなという感じです。

作業道を付けるにしても、急傾斜の山が100メートルも続いていると、やはり途中に1本入れなければならぬ。そうした場合、非常にコストも高くなる。作業道を付けるにしてもコストが高くなる。

そういうことを踏まえると、山で生計を立てていかうとするのは非常に難しいと思います。ただ環境という問題が出てきまして、それに何とか便乗して食いつなぎをするというような状況だと思います。

(委員)

今、委員から造林公社の管理している山は滋賀県の比較的過疎地、山奥という話がありました。一方、林道から50メートルと さんの方からお話をして頂きました。造林公社の所有および管理をされている山をプロの目から見られて、造林公社の目的には公共的なものがあるので一概には言えませんが、損益勘定を採算からみればどうですか。

(参考人)

栗東で、道の端までトラックが入れるところでどうにか黒字になる。それが林道を5キロも10キロも上がって行って、そして伐採して出すとなれば、よほど良い木があれば話は別だと思いますが、造林して30年、40年、50年、60年くらいですか、50年くらいで立派な木になっていけば年輪が粗い。それとスギが多いように聞いておりますが、スギは非常に今は採算として更に悪いような気がします。特にこれからスギ花粉で山のスギを批判されます。いずれスギも良い時が来るかもしれませんが、今の状

況からすれば何とも言えません。

(委員)

さんのお父さんにお世話になったことがあり、山の方も見せて頂いたこともありますが、今の状況と1970年とか80年代、その時から山は危ないのではないかという話も聞くのですが、この栗東の辺りはどのような状況だったのですか。

(参考人)

昭和40年、50年頃までは、先行きちょっと危ないのではないかという雰囲気はありましたが、まだまだ木の消費はあった時代でしたので、私ところはそれなりに売れていた。当時の大学の先生に聞くと、外材は限られているのでそんなにどんどん入って来ないからそんなに心配をしなくて良いということを知っていた。しかし、昭和60年代から、だだ下がりという状況で、いくら伐っても外国にはあるんだなという思いでした。20年30年前くらいまではそんなに今ほど危機感は無かった。何とか木材はいけるといふ思いでがんばってきました。

(委員)

事実確認ですが、先ほど採算が合う、合わないというお話をして頂いたところですが、その採算というのは、伐採して値が出るかどうか、伐出生産というその採算の話ですね。

(参考人)

そうです。

(委員)

育林事業をして、または造林投資して採算が合うというのは別の話ですね。それで、造林公社が立木をそろそろ伐るといふ段階なのですが、さんの目から見て、丸太市場価格から伐出費を差し引く形で計算した立木価格がプラスになる山、伐り方にもよるのでしょうか、どの程度あるとお思いですか。

(参考人)

公社の山ですか。

(委員)

はい。目の届く範囲の山で結構ですが。

(参考人)

公社の山は、私も道を通った時にちらっと見させて頂く程度で分からないのですが、確かに地拵えから、造林、そして成木になるまでの期間は非常に長いですね。

(委員)

そのことは別にして、伐ってマイナスにならない山がどれほどあるかということです。マイナスにならない山というものがほとんどだと思いませんか、それともほとんどはプラスにするのが無理な山でしょうか。

(参考人)

あまり採算が合う山は少ないのではないのでしょうか。

私のところの生産森林組合の山を例にしても、ほとんど大型トラックが入れる林道を舗装しています。枝打ちもキチッとやっていますし、非常に立派な木だと思っているのですが、業者に見てもらおうと叩かれる。特に、零細、あるいは2丁3丁の山の持ち主の方は割と高く売られますが、大口になると叩かれるのです。ここで儲けでやろうと業者が思うのかもしれませんが、おそらく造林公社の場合であったら、金は前にぶら下がらないと思います。立派な山となれば、話は別ですが。

(委員長)

今までのお話の中にもあったと思いますが、頂いた資料の中に公社の事業について、「県林業の模範的存在」と書いてありますが、この模範的存在というのは さんとして具体的にどのようにお考えですか。

(参考人)

私は、県の林業研究グループの方もやらせて頂いていますが、その中で「公社の方ではこういうことをやっている」という話を聞いたりします。例えばテープ巻きも一番早く取り組まれたと思うのですが、そういう技術は、公社に勤めておられる方の話を受けて、隣接の林業家がこれはやはりやらないといけないということで、テープ巻きをはじめ、朽木の方ではほとんどされています。そういうような先端技術は、公社さんが近くで示して頂けるので、やはりこういうことが回りの林家に伝わって、我々のところまで、良い技術が伝わってくる。そういうことで、非常に感謝をしています。

ただ、公社さんも人工林に適さないところまで植えておられる所もあります。そのような所は元々広葉樹もまま置いておくとかにしておけば非常に良かったのかと思います。しかし、その時代はおそらく「植えよ植えよ」の時代だったと思います。私も「植えよ植えよ」の時代だったし、雑木も伐りマツも伐って植えていましたし、1本何万円になるんだなという夢を思っていました。

うちの親父もよく言っていました、林業家というのは本当に金には縁がない。貧乏だと。貧乏を辛抱しろと。貧乏を辛抱して、希望を持って働けと。そうすれば必ず良い夢が来るというような話をよくしていた。「3ボウ」とか言って「貧乏、辛抱、希望」とか言っていました。それくらいの思いがないと、山というものは守(もり)ができないと思います。

あまり世間の経済的なことに先走って過ちがないようお願いしたいと思います。

(委員)

公社の場合は借入金で造林をしたわけですが、一般に造林業をやっておられる方にとってその辺の感覚はどうですか。自己資金でなければ難しいとか、どのような感じですか。

(参考人)

個人の山でははっきり言って労力は計算をしていない。しかし公社はそのようなわけにはいきません。人を雇い、人件費を払っていかなければならないので、仕方がないことと思います。私たちでも計算はしていますが、苗木は補助金でだいたい賄っていた状況ですし、私も家内も贅沢していたのかどうか分かりませんが、植えた手間を計算したことはおそらくありませんし、手間を計算したらおそらくやっていけないのではないかと。いくら木が立米5万、6万円していても、植栽して手入れをしてそれを計算に入れたらほとんど採算が合わないのではないかと。昔のように大工さんの手間が1日酒1升という時代がずっとありましたが、それであればひょっとすると採算が合うのではないのでしょうか。これだけ人件費が高くなればやはり無理な話であり、これから先は山というものは環境を重視していく仕方がないのかなと思います。

(委員)

結局自己資金を出さずに、苗木も補助金をもらい手間も全部自分でやってこられたから成り立つわけですね。公社みたいに借金をして間伐も人の手間を借りてやっていては全然採算が合わないということですね。

(参考人)

今の状況でしたら、そう思いますね。

(委員)

昔からそういうことは。

(参考人)

昔の林家は農林業をやっている人がほとんどであり、冬の仕事が無い時に山に入って薪や柴などを取ってきて小遣いにし、夏は田んぼを重点的にやり、それで何とか最低限の生活が維持できた状況でした。それを1日何万円か何千円かで計算をしていたら、これはできない。ほとんどが自家労力で始末して、それで何とかただの仕事をしていくような状況でなければこれはとてもできないのではないかと思います。

公社が人を雇ってやったことが良いことかどうかは分かりませんが、そういうことをやらないとできなかった時代ではないでしょうか。

(委員)

これから先の話ですが、公社の木を伐採して各種経費を引いて利益が出るというような社会情勢というか、どのような状況であれば良いのか。あるいはそのようなことは

考えられないのか。どうなれば多少利益が出る可能性もあると考えられるのでしょうか。

(参考人)

長伐期に移行しておけば、おそらく将来世界の木材がだんだん逼迫していく可能性がございますので、やはりその時点まで待つしか仕方がないと思います。それまで公社の山は水源として残しておいてもらって、その中ではじめて採算ベースに合うという時になって伐採する、という状況にしていくことが一番理想かなと思います。

(委員)

その期間というのは、将来的に40年50年というレベルのものですか。

(参考人)

100年単位になります。

(委員)

今のところに関係しますが、多くのところで手入れが滞っている実状の中で、その時点でどういう社会情勢になって、どんな木材でも必要だという状況もあり得ると思いますが、ただ放置しているだけでは良い材にならないわけで、資源として残しておく場合は何をすれば良いですか。放っておくだけでも良いのですか。

(参考人)

やはり木は成長していますので、枝も伸びだんだん太くなります。やはりある程度、木の根元に太陽が当たらなければ健康な山とは言えません。下が真っ暗で草が生えていないような山は大雨や台風などで木が倒れやすい。そういう山を維持していくということはやはり何年かに1度は間伐作業をしないといけません。50年100年経てば、その間伐材にしてもいくらかのお金になるので、経費はそこから出るのではないかと思います。

(委員)

へき地でもそうでしょうか。公社の平均路網がどれくらいか伺っていないので分かりませんが、先程の路網の問題のことを考えると、その手入れそのものにも確実にコストがかかりますね。

(参考人)

今は集成材ができて、枝打ちはしなくても良いという方もおられ、いろんな考え方がありますが、70年、80年となってそこそこの材積になれば、そこそこの収益が上がってくるのかと思います。もちろん林道を付けて集材をするのに、そんなに手間がかからない状況にしての話でございます。たびたびワイヤーを200メートル300メートル張って引き寄せるとか、そういうことであればおそらくいつまで経っても採算が合

わないと思います。

(委員)

さんが、もし公社の山主であれば、どうされますか。

(参考人)

お前に全部やるし何とかしろと言われたら、まず借金をしてでも端まで道を付けますね。せめて林内が巡回できて、私は元々50メートルの範囲にワイヤーが張れるくらいに道を付いてやっているのですが、やはり、それくらいの林道、作業道を付ける。そしてこれからは人を使わない。機械でやっていけるようにしないと、人件費ほど高く付くものはないので、そういうコストを削減していくことによって、収支が取れるのではと思います。もし私がやるなら、そうします。

(委員)

人工林として100年間くらい、ずっと保育していくということですか。

(参考人)

これから皆伐して植えることはまずできないでしょう。獣害などがずっと増えてきていますので、そういうテープ巻きなどをこまめにやり、木を守りながら100年くらいの林層にしていき、そしてはじめて採算ベースに合うのではないかと私の経験からすれば思います。

昔は50年で良いと言われていました。昔の家の柱であれば、50年あればある程度取れる。ところが、ハウスメーカーさんは、若い木は曲がったりしてとかなんとか贅沢なことをおっしゃいます。やはり長伐期の大きな木は狂いが少ない。そういう木を望まれますので、やはり買われる方の要望に応えるような材を作っていくのが、これからの私達の務めではないかと思えます。

(委員)

先程、三重県と滋賀県では立米当たりの単価が違うとおっしゃいましたね。滋賀県が2万円で、三重県では8万円ということではありますが、滋賀県もそういうふうになるためにはどうすれば良いと思えますか。

(参考人)

滋賀県の木は決して悪くはないのです。びわ湖材という認証制度もあるくらいです。やはり買われる方、消費者、ハウスメーカーさんを始め、多くの方がそういう良い木が欲しいと言われた時に、材がある程度まとめられるような方向、買いに来たら、10トントラックで10台、20台くらい直ぐに持っていけるようなシステムを作らないと、おそらく松坂の価格には対抗できないと思えます。あそこは山も大きく昔から林業地帯ですので、個々に売るということは大変難しかったこともあって、あのような施設がどんどんできたと思えます。

(委員)

それは、木自体はどうでしょうか。搬出するシステムができていないということですか。それとも木自体が少ないということですか。

(参考人)

木は、琵琶湖周辺が山で20万ヘクタールほどあるので、集めれば非常に良い木も沢山あります。個々に少しずつ出しているのが現状であり、今も、林ベニヤさんが取りに来て持って行っておられますが安い。そのような状況ではいけないという意味です。あのような大林地帯に対応していくならば、やはりお金もかかると思いますが、1カ所か2カ所くらいにまとめてそういう施設をキチッと作り、例えば10トントラックで20台来た時に直ぐ持って行けるようなシステムを作って頂ければ、また情勢も変わるのではないかと思います。県森林組合連合会にもそのようなことを言っています。

(委員長)

どうもありがとうございました。予定していた時刻を過ぎてしまいました。おそらくまだ委員の皆さんからもご質問があるかと思いますが、だいたい時間にもなりましたので、とりあえず今日のところはこのくらいで終わりたいと思います。

さんにおかれましては、お忙しいところわざわざおこし頂きましてありがとうございました。

(参考人退席)

(2) 造林公社問題に関する主要な事実経過について(その2:造林の終了頃から現在まで)

(委員長)

参考人の さんからのお話は以上としまして、議事の2番目にございます「造林公社問題に関する主要な事実経過について、その2」ということで、造林の終了頃から現在までの時期について、今日は審議をして頂きます。

最初にこの間のことについて説明を受けまして、それに基づいて前回と同じように質疑をしていきたいと思しますので、事務局の方からご説明をお願いします。

説 明

(事務局より資料に基づいて説明)

(休憩)

議論・検討

(委員長)

本日、冒頭で参考人から意見を頂き、また先程、事務局から造林終了から今日に至るまでの経過についてご説明を頂きました。これを踏まえまして、これからご意見、あるいはご質問を頂こうと思いますが、前回と同じような形で進めてまいりたいと思います。事実経過を含めてのご質問とか、経営が悪化して深刻になっていった原因などについて、特に質問、意見を分けるわけではございませんので、お気付きの点からどこからでも結構ですので、お出し頂ければと思います。

(委員)

先程の さんの話の中にあった路網の話ですが、14ページの路網整備の推進で、平成30年度までに路網密度をヘクタール当たり20メートルを目標と書いてあるのですが、現状どれくらいできているのですか。

(事務局)

現状ですが県公社でヘクタール当たり5.4メートル、びわ湖公社でヘクタール当たり8.3メートルです。

(委員)

抜本的改革というのは、そもそも国有林野事業でこういう言葉が出てきたんですね。国有林野事業は、3兆8千億円の負債のうち、2兆8千億円は一般会計、国民の税金に委ねるということでしたが、残りは国有林野事業の会計で自ら償還してくださいということでしたよね。その後どうになりましたか。うまく返せているのか分からないのです。昔の林業白書とは、これだけ返しますということが書かれていたのですが、最近のものを見ても出てこないのですね。

(事務局)

森林・林業白書では、平成16年度以降は、新たな借入金はゼロになったということが書いてあります。

(委員)

累積借入金ゼロですか。それはどうやって返したのでしょうか。
1兆円を国有林だけで返せるのかが長年分からなかったのです。

(委員長)

何か分かりますか。

(事務局)

参考資料にあります、森林・林業白書の138ページに書いてあることですが、平成15年度までは新規借入金があったのですが、16年度以降は新規借入金が無くなったということだけが書いてあります。

(委員)

最初の方は、返済の方が少ししか返せなかったという感じを受けていたのですが、また教えてください。

(委員)

国有林野事業の特別会計は、止めたのですか、止めていないのですか。

(事務局)

特別会計は現在もあります。

(委員)

特別会計は残し、そのためにも1兆円を残した。国有林野を環境省所管に移して森林局を作ろうという意見も当初あり、いろんな経緯もありました。国有林野事業というのは、企業会計制度をとり入れてやってきているはずですが、長期間かかる造林事業をどう会計処理するかは難しい問題です。国有林は優良な森林蓄積をもって歴史的スタートをしています。その森林蓄積を維持しながら、かつ伐採し造林を行ってきた。そういうストックを維持しながら健全にやり、かつ残った1兆円の借入金を返せているのであれば、なかなかよく処理をやっていると言えるのでしょうか、資産的なものをどんどん取り崩しているのではないのでしょうか。ある意味ではいくらでも蓄積、資産はあります。しかし、木を伐って後は植えずに借入金を返していくとなると、山は荒れます。現在、ほとんど手入れもしていない、伐りっぱなし状態だと思います。土地処分も可能ですし。

(事務局)

抜本的改革には、土地処分はもともとメニューに入っています。

(委員)

メニューの中に入っていたから売っていたのでしょうか。東京の中心部に官舎などがあり、他にもかなり高価に売れるものもあったはずですが。森林蓄積を含めて、そのような処分をせずに特別会計をただちに止め方が良いのではないかという議論もありました。ただ、行革法の行政減量効率化との関係で、国有林野事業も改革を迫られているはずですが。

(事務局)

22年度末までに一般会計化することになっています。

(委員)

国有林の業務を天然林管理と人工林経営に分けて、所管を別にして行うという改革案が現在出ていて、京都大学名誉教授の半田良一先生が「山林」という雑誌の今年の新年号にこのことに対する見解を書いておられました。治山勘定をつくって一般会計から

年度予算を組み込むとか、いろんなてこ入れをやって独立採算制の特別会計を支えてきたのですが、もはや無理。つまりは、年々膨大な黒字を出して国有林野事業をやっていた時代と、時代がすっかり変わったということです。

(委員)

今日、事務局から資料を頂いて説明をしていただきましたが、予め資料を頂いておくと、私達も理解が早まって、討議するポイントも絞れたかなという感想を持っています。

別冊1の資料の3ページの平成10年6月30日の国の通知、更に7ページの国有林野事業の抜本的改革ですが、先程、委員からも1兆円の話が出ましたが、こういう流れから言いますと、行き詰まった状態というものを10年前から明々白々なことを打ち出しているわけです。今日の地方分権、道州制も絡んだことですが、明らかに地方の借金は地方で処理をさせ、国の借金は国で処理するというのをかなり濃厚に感じます。私の個人的な主観ですがこういう流れからすれば明らかではないかと受け止めています。

今後我々が、委員として整理をして的を絞って行かなければなりません、そのまとの中で今私が申し上げたことは外せないと個人的に思っています。

それから、もう一つは、先ほど、さんのお話にもありましたが、やはりプロセス責任といいますか、この分野での気づきといいますか、外部検査、内部検査ともいろいろ指摘をされていますが、その辺りの窮迫感というか、非常に感度が鈍かったかなということがこの流れのなかで感じました。

(委員)

それに関連しまして、私が前回提出した資料で31ページを見て頂きたいのですが、私は、一体誰が経営者だったのかということが一番疑問にありました。林業基本法の中にも昭和35年に林業経営というものが入り、経営という意味はあったと思うのですが、経営でうまく儲けよう、うまく回そうという意味はあったと思うのですが、本来の経営というものを理解してやっておられたのかということが一つあります。

それで資料にも書きましたが、「経営というのは厳しい財政の中でいろんな出口を求めて問題解決のために適切に意思決定を行い続けること」と書いてありますがそういうことが経営だと思っています。

行政というのは、逆に常に首尾一貫性というのが必要であり、経営に向かないと思うのですが、経営という認識を持っていた人が居たのかと思っていまして、それが一つ疑問としてあります。

こういう意思決定を誰もやってこなかった。誰が経営者だったのか。造林公社理事長というのは、きっと名誉職でその実務は造林公社の方がやっておられたと思いますが、一体誰が意思決定をしてきたのか。県の指導に基づいて決めたことをやってきたというだけで、結局経営をしたわけではない。誰も経営者が居なかったのではないか、ということが一番思います。

経営者というのは、常にそういう問題自体を把握しながら、いろんな状況の中で意

思決定し続けなければならないと思うのですが、それができていなかった。

本当に、誰が経営者だったのかなと一番疑問があります。

それと同時に、資料の下にも書いてありますが、経済性とかこれまでいろいろ努力をされてきたと思いますが、やはりインプットを採点するとかアウトプットを再考するとかという努力や、あとアウトカムを最大にするような努力を常に行政とともに摺り合わせをしてきたのかどうか。少し無かったのではないのかなと思います。

その辺りをどのようにやってきたのかということを知りたい。本当に経営者が居たのか、また誰が経営者だったのかを問うた時に、その方居られて出て来られたら説明ができるはずなんです。結局誰もいなかったと私は思っています。そこが一番大きな問題だと思います。また、行政の方でもこういう分析評価をちゃんとやってきたのか。そのようなことをお聞きしたいと思っています。

(委員長)

今、いくつかの論点をお出し頂いていると思います。これは、直ちに事務局から答えられることでは無いと思いますので、論点を出して頂いて、またここで論議をし、県の立場としてどうだったのかをおいおいお答えして頂くという形にしたいと思います。

(委員)

論点という意味でいえば、そのお話の続きで、私もこれを見て経営者というものは、そういう事であると考えた上で、それならば公共事業というものは事業経営をするべきではないということが出ていました。ただ公共事業が本当に公共としてできるのかということも含めてちょっと一考できるかなという論点を持っていまして、私の中でも解決していませんがやっても良い論点かなと思います。

公共事業として農林水産業が日本という国のベースとして支えるものと、医療、福祉、環境といったものを公共でやることは基本中の基本だと思いますが、それと今言っている経営というのは、どうしても頭の中で整理ができず、ちょっと困っているところです。

(委員長)

今日、お話を頂いた さんのように、個人林業家の場合は自分の生活がかかっているので経営という側面がまず第一にあって、ただ実際は山を守る、社会資源としての山という意識ももちろんお持ちですが、当然自分の生活を維持するための経営というものがあるわけです。公社というような場合になりますと、それが曖昧になります。何が、そもそも本来の目的であったのか。主と従の関係が全く横並びなのかもしれませんが、その「公共的な目的」と「経営」というのが一体どのようなバランスでどういう位置付けになっているのかが大事だと思います。建前上ではいろんな箇所に出てくるのですが、実際の活動や運営の中でどのような位置付けになっていたのかというところが、重要だと思います。

(委員)

資料別冊 1 の 13 ページにある「経営方針は次のとおりであった。」の文書の所で、「全体に調和の取れた保続施業をする」ということが最初に書いてあるので、これでやっていくのかなと思いますが、やはり経営方針として保続施業が中心なんですね。さんの言葉で言えば、道を付けるということのを的確に言われましたが、この道だけではなく保続という施業になってくると、こういうことで良かったのかなと思って見ていたのですが。

(委員)

どう考えてよいかわたくしにも難しいことですが、林業の場合、林業「経営」が市場に対して的確に行動しているかどうか判断する明確な基準、指標があるわけではありません。赤字を出しているかどうか分かりにくい。普通の企業だと財務的実体があり、財務会計が制度化されているわけです。それに対して造林、育林経営では簿記がある場合でも、投入金がいくらで、どのように使われてきたかを管理会計的に記述しているだけです。その資金を使って何が生産され、どの程度の付加価値を付与して価値実現したかという実態が無いのです。公社造林も、生産・販売のサイクルがまだワンサイクルもしていない。そういった「経営」をどのような観点で、どうチェックするかということですね。

全国的な森林資源計画が必要とされていた時代は、木材が大変不足していて、木材価格がどんどん上がっていく時代でした。国土が限られていますから、成長が良いスギ、ヒノキを植え、年々伐採して高い水準で木材の保続生産ができるようにストックを高めに行く、そのために全国的な造林計画というものが必要でした。森林法の中で森林計画が制度として制度化されています。この民有林規制のガイドラインの中心にすわっていたのが、材積収穫最多の伐期齢です。どの樹種を適地適木として選んで造林し、どの伐期齢で伐るかを指導、規制してきたわけです。地域によって違いますが、スギの伐期齢はほぼ40年でした。それを80年とかに伐期延長するとなると、これまでの物的管理の基準を放棄したことになります。

このような国土経営が個別経営と違った形で一方にあるわけで、時々施策が時代の要請を受けて制度化されたり中長期計画が立てられたりします。中長期計画は、ある程度の縛りを入れないと意味がないという性格をもっています。しかし、それがどこかで時代的なずれを生じますから、計画変更や修正、調整も重要です。政治家、議会の判断が要請され、決定された後は行政、林野庁行政のプロセスが始まるとタテマエ的にはいえるはずです。

林業の中身がチェックできない、貨幣的に計測できないという実態のもとで、造林公社は融資という形をとった造林資金を導入してきたわけですね。融資というのは借りる方に返済責任が生じますが、貸した方にも責任がないのか。資源政策とか山村政策とか、いろいろな施策が絡み合っていて、とにかくお金を入れていかなければ地元が動かないので、融資の受け皿の責任主体となる造林公社を作って地域に資金を流し込んだ。誰にどの程度の責任があり、どこまでは仕方がなかったが、どこからかは止めるべきであったのではないかと、といった観点に焦点をあてながら議論していくのが、当委員会の主要任務であると私は考えています。

(委員)

マクロ的には国土政策なり林業政策に翻弄されてきたわけですね。ただ翻弄されてきたが、委員や委員がおっしゃるように、そういう状態の中で、財務状況なり経営状況を見て問題提起をすとか、あるいは国や県に対して、公社はこういう実態であり、このままでは破綻になりますから、これからは資源でいくのか環境でいくのか、という議論も求められたのではなかったのでしょうか。

しかし、マクロ的には国の施策です。先程も申し上げたように、外部監査、内部監査、あるいは会計検査院が来られたかどうかは知りませんが、指摘はしているわけです。指摘をしているが、その指摘よりも国の政策の方が先にいっているというような流れになっているわけです。

特に、借入は、金利を含めて条件変更が何度も容認されているわけですね。それは明らかにどの意見なり監査に従うかということ、国の方より地方に向けた方を優先されてきたという流れになっているような印象を受けます。

(委員)

私も長い間、公務員をしておりましたが、お役所仕事なんですね。

1つの戦略目的、最大の目的は、治水もできるし、公社は儲かるし、土地所有者も儲かるという目的があって、まずやろうとなった。その手段、戦術として、公社を維持していく。ところが、それがだんだん発展していくと、戦略目的などを忘れてしまって、公社を維持することばかりになってしまう。その都度、公社に居られた方は一生懸命にやっていたと思いますし、手を抜いているとかそういう意味ではありません。しかしとにかく公社を維持することで、だんだん戦略目的というものが本来の目的を忘れていってしまって、このままの状態では破綻するのではないかとというよりも、公社を維持していく、現状を維持していくということの積み重ねが、にっちもさっちも行かない状態になっているのではないかと感じがします。

一定そういうことが決まったら、その目的のために多少問題があってもずるずる行ってしまうというのが、組織のあり方みたいな気がします。話が変わりますが、今、裁判員制度が完全にそういうふうになってしまっているのです。裁判員制度というのは、国民に信頼されている司法を得るとというのが目的であり、その一つ的手段として裁判員制度があるわけですが、ところが裁判員制度は、低コストで良い、審議を短く裁判員に迷惑をかけないように、ということで裁判員制度が良いと方向になってしまっています。そもそも目的がおかしいのではないかと断言しているのですが、それがもうゴチャゴチャになってしまい、裁判所や検察庁はそのまま突き進んでしまっています。そんなことで裁判がキチッとできるのか疑問に思っています。それと同じような構図になっているような気がします。

普通の会社なら、当然倒産していますね。そういう心配がないということでききて、今ようやくそういうことも考慮されるような時代の流れになったという気がするのです。

(事務局)

先程、委員、委員がおっしゃったことは、非常に大事なことだと思いますが、本当の会社の経営というような感覚で見た経営者は居なかったかもしれません。一方で公共事業ということについては、琵琶湖総合開発での要請とか、下流からの水源かん養の要請とか、そういった公益制の高いところでこの事業を運営していくことになる。そうすれば経営はどうでも良い、というのはもちろんダメですが、逆に公共事業であれば何でも許されるかとなればそうでもない。公社という形態を取って、一方で公益性の高い事業を進めていくという中で、今委員もおっしゃったように、何とかなるだろうという感じで先送りされてきた部分があったのではないかと。きっといつかは良くなる、あるいは現状よりはいつかは良くなるという、見通しの甘さがあったのかとは思っています。

委員も16年度に外部監査でご指摘頂いたと思いますし、非常に厳しいご意見を頂いたわけですが、我々もその通りだと思っています。一方で会社を運営するとか、純民間的な感覚でいえば、何でこんな時まで放っておいたのかという厳しいご指摘になったと思います。

先程、委員がおっしゃったような、その辺の調整は、国有林野でも、最終的に税を入れたわけで。こういう姿勢があるから、一般国民の皆さんが面倒をみましようということになりました。そういう姿勢と採算性の戦いが常につきまとう部分があり、なかなか解決できないところがあります。我々としても仕事を進めていく中で、誰もがいい加減に経営をしようとは思っておらず、その時は一生懸命にやってきたのですが。

(事務局)

私も調べていて思ったのですが、一つは経営の話で、私どもも過去に公社に居られた方々にいくつかお話を伺った中で、どなたも最初の段階で経営については全く心配は考えていなかった、途中の段階でも経営は成り立つと思っていたとおっしゃっていました。そもそも最初、経営は心配しなくても良い、ということがあったのではないかと思います。途中で、経営という目で見なければならなくなったのがいつなのか、ということとは話は別だと思いますが、最初はそもそも経営というものに心配がなかったということがあったと思いました。

それと、委員が先程おっしゃった、公社維持が目的ではなかったのかということについて、それもそうかもしれませんが、もう一つ、公社林を維持するということを公社は感じていたと思います。植えた以上世話をしなければならぬということがそもそもありますから、公社を維持するというより公社林を維持することが大変大きな目的であったと思います。植えると決めた以上植えるし、植えた以上保育する、このことが一番大事なことだったということがあるのではないかと思います。その手段として公社の維持があったのかかもしれませんが、むしろ公社林の維持というのが大きかったのではないかと思います。

それと先程委員がおっしゃった保続の話で、委員は道を付けるということと、保続という言葉の違和感をおっしゃったと思いますが、ここで言う保続というのは、いわゆる林業でいう保続的な施業というものであり、ここに書いてありますように、法

正林的施業、要するに一度に植えて一度に皆伐するのではなくて、順次伐っていきながら森を守っていくという保続だと思います。保育管理の中には作業道開設というものもありますので、伐ることと対立する概念ではないと思います。

(委員)

経営という話ですが、森林林業政策の中で「経営」をどう捉えるかということは、先ほども申し上げましたが、大変難しいことです。国土経営もありますし地域マネジメント・地域経営という言葉もあるのですが、狭く個別経営的に解釈すれば、収支勘定を合わせて組織化する責任を持つ、かつ、意思決定をするといった内容をもっているものかと思います。個別経営体が森林林業史の中にどのように現れてきたのかを見ていきますと、明治30年に森林法ができたのですが、国土保全を前面に出し、確かに山が荒れていましたからその国家予算を取りながら、木材の資源造成もするという形ができてきます。それから、社会政策的、山村振興政策的な観点も加わります。そこで、林業経営ということですが、市場に対応しながら自分で意思決定をし造林をしていく、そういうことのチャンスが全国的に出現したのは、木材価格の急激な上昇などがあって、昭和30年頃ではなかったでしょうか。やがてこのことを背景として、林業基本法が検討され、産業としての政策をやるという体制が整ったのが昭和39年です。確かに植えると儲かりそうだ、もっと拡大造林を早く進展させるためにも制度融資を拡充してほしい、国家予算で利子補給をしながら安い金利で融資する体制を整えてほしいと、当時声をあげていたのが林業経営者協会だったと記憶しています。

林道、造林、治山というのが林野庁行政での三大公共事業ですが、それらとは性格が異なる制度融資というものをもって、林業経営を助長していこうとする政策が出てきた。そして、その有力な融資先が造林公社でした。

ところで造林投資は儲からないという事態が、木材輸入の急速な増大によってすぐに到来します。私有林経営者はいち早く投資を縮小し、後退させて行くわけですが、この局面で林業という産業的展開を誰が担うのかという政策的課題が浮上し、できたばかりの林業基本法、構造改善事業をどのように推進するかという国の施策の舵とりが問題になるわけです。そして、市場に対応的な育林経営の担い手が崩壊するなかで、「地域林業」という用語、政策理論が登場し、その中核にすわるべく森林組合を地域、地域に育てていこうという方向に進みます。森林組合が、地域林業の担い手ということですが、森林組合は育林「経営」を直接担っているわけではありません。育林経営の収支を図っている経営主体ではないのです。

このように産業政策がずれてくるのですが、この森林組合を育成する役割において機能したのが、公団造林、公社造林でした。滋賀県では私有林の新植が年間2百ヘクタール程度に落ち込んだ時でも、造林公社は年間1千ヘクタールの水準を維持して植えられていたわけです。

平成13年に成立した新しい森林・林業基本法になれば、そういう「経営」、地域林業も放棄する気配をみせています。森林「整備」へ、それも観念的な森林整備へと中心軸をズラしてしまうのです。こういった時代的推移のなかで、個別経営体の責任という明確な形のなかでの累積債務が残り、債務の法的な責任主体となっているのが造林公

社というわけです。

しかし、以上のような経緯を踏まえると、造林公社の債務処理は、責務を公社だけに負わせていいものか、いろいろな観点からやるべきではないのかという考えが頭をもたげます。総合判断して、誰がどの程度の責任をもって、この債務を処理しなければならないのかというのを、法律上の問題だけにせず、社会の一つの感覚も頼りにしながら、リベラルアーツ的な側面、良識をも持ちよって、「妥当」な解決策を模索して行くべきだと考えます。

(委員長)

今のお話とも関連しますが、平成10年に林野庁から見直しの通知がありますが、この部分については、冒頭で 委員がおっしゃったように、地方の借金は地方で面倒を見させるというような方針が何となく見えてくる時期なのですね。

98年というのは、94年から地方分権が進んで98年からいろんな姿が見えて来ている頃なのです。地方分権は確かに聞こえが良いのですが、 委員もおっしゃったように、国は国で改革するから地方は地方に任せますよ、という、しかも借金も含んで任せますという方向性がかなり明確に見えてくるような時です。だから、これが一つの重要な時期かと思います。

更に、良い意味か悪い意味か分かりませんが、この国からのメッセージが滋賀県を含めて地方にちゃんと伝わったかと言えば、どうも伝わってなくて、むしろそれより遡る91年、平成3年頃から、いろいろな融資の制度見直しとか、新しいものを入れるとか、ある意味国は借金がどんどん膨らんでどうにもならないというところに、何かまさにつじつま合わせですが、国が支援しますというようなポーズは取っているのですね。この辺が地方にある種の安心というか、油断をさせたのかと思います。最終的には国が何とかするだろう、新しい制度をまた作って、借金をゼロまでにはしなくても破綻までさせないだろう、というある種の安心感を与えるのが平成3年度くらいからあり、ところが平成10年度になると、いや知らないよというようなポーズが段々出てくる。そのあたりのところで、これは油断なのか、あるいは感覚が鈍いとかどういう表現が適切か分かりませんが、それがあったのかなと思います。

その責任がどこにあるかは一概には言えませんが、一方では国の責任があると思うのです。明確な方針とか問題提起をしないまま、自分にも後ろめたさがあるので何かごまかしの制度でつじつま合わせをして問題解決を先延ばしにしてしまった。それに何となく頼ってしまった地方側の意識もあって、問題が深刻化しているが抜本見直しがどんどん遅れてしまったというような悪循環が、このあたりにあるように思えて仕方がないのです。それでは時々誰がどのような判断をしたのか、その判断が正しかったのかということは、もう少し詰めていかなければならないのかなと思います。

(事務局)

本日の資料別冊1の5ページの平成17年の国の懇談会のまとめですが「既往債務は、都道府県の森林整備政策に伴う債務であり」とあり、同じく20ページには我々が受けました包括外部監査ですが監査委員のご意見の中に「これらの点で国の責任が大き

いと言わざるを得ない。」とあります。この2つは性格が違うものですが、同じ17年に、一方では都道府県の政策に伴う債務であり、片方では翻弄という言葉を使っていますが国に責任を問うという、先程委員長をおっしゃいましたようにどちらとは断定できませんが、この政策に伴う難しい面からこの2つの言葉が同じ年に出たのかなと思いました。

(委員)

確かに言われることも分かるのですが、滋賀県はかなりへき地に造っておられますね。林道からの平均距離で言えば、平成11年度ですが両公社で約650メートルぐらいあるのです。当初いくら経営という意識が無くても、本当にそんなに奥地に造って良いのだろうかという発想を誰か思っていてしかるべきではないのかと思います。国の通達があったりいろいろな制度があったということはよく分かりますが、本当に誰かがそういうことを考え、将来のことを考えていたのかなと疑問があります。もう少し距離を限るとか、奥地は止めておくとか、そういう意思決定や相談が何故無かったのか、私は疑問に思います。本当に、そこは何も考えずに単に国が言ったから、やってしまったのか。だから、実際は経営をやらなかったと思っているのです。本当は公共事業にして、補助金でやれば済んだ話であり、本当に林業経営として、作った木材をちゃんと還元して収支が成り立つという議論を真剣にやってきたのかという疑問が当初からあります。もちろん木材価格が右肩上がりによってずっと上がって行くという想定があったのかもかもしれませんが、そのあたりの疑問があります。

(造林公社)

全国に40公社ある中で、滋賀県公社につきましては、水源林造成を目的として奥地への造林ということになり、ましてや、従来の薪炭材生産が燃料革命によりダメになってきたので、針葉樹へ林種転換し、特に県北の方は成長の早いスギが植えられ、土地所有者との分収契約も得やすい、ということもあったと思います。最初は木材価格の話もあったかもしれませんが、第一義的には水源林造成ということが一番大きかったのではないかと思います。その時点で、今、委員がおっしゃるように、経営という視点まで考えずに、取り敢えず水源林、水の逼迫に対応しようということがあったのがまずあったのかなと思います。

(委員)

そこで、本当に針葉樹林を造成することが水源林造成になるのかということが、ずっと分からないのです。

前回、事務局からは、当時は針葉樹林の方が広葉樹林、天然林よりも水源造成になるというような見解があると言われていましたが、是非教えて頂きたいと思います。当時は専門家からそういうことが言われていたのかどうか。それが、いつ、どこで、そうでは無いようになっているのか。そもそも今でもそういうようになっていないのか。何だか良く分からないのです。人工造林造成は、奥地の莫大な開発で、緑開発公園とか全て水資源なのですね。そして、徹底的に人工造林造成をしている。もしこれが違うとな

れば凄い矛盾です。しかもそれを誰も総括をしていない。それで延々とそれをやられているのがずっと分からないと思っています。

(造林公社)

今は特に、広葉樹の方が水源かん養機能が高いと言われていますが、同じ林令でスギ、ヒノキでも適正に整備をすれば、そういう機能は果たせると思いますし、実際そういうデータもあります。一般に良く参考資料として出ているような、ブナ林の400年生とスギの50年60年生との浸透能などを比較すること自体がおかしいことであり、同じ40年50年での比較でなければいけないと思います。

(委員)

前回から気にはなっていたのですが、それは説明の状況が逆ではないでしょうか。今、人工林であるところに、広葉樹の方が水源かん養機能が高いから広葉樹に変えようという声があがった場合ならば、人工林でも伐期を高くして適正に管理すれば広葉樹とさして変わらない水源かん養機能が確保できますよと説明できる、そのような場合の理屈ではないでしょうか。

公社造林の場合、多くは旧薪炭林を伐採してのスギ・ヒノキ造林で、放っておいても広葉樹の太いちゃんとした森になっていた所への造林でした。水源かん養機能を高めるために積極的に人工林にしたという説明はなかなか通らない話です。林野庁行政は、最近この「予定調和論」というものを言うのを止めたのですが、木材資源の充実が国土保全機能や水源かん養機能を同時に高めるという「予定調和論」を長年にわたって使ってきていました。

(委員)

委員が言われる国土経営、地域経営、そして収支を合わず経営、それから意思決定をする経営といろいろ経営にもあるようですが、今言われているように、本当の意味での経営をやらなかったのではないかと思います。先程言われたように、全てのことを1つ1つ見ていった時に、やっていなかったということになるのではないのでしょうか。

(委員)

私の理解では、造林公社は社会的要請を受けて随分良いことも沢山やってきました。だからその方面から論じると言われれば結構言いたいことがあるのです。ただ、この委員会では、県民にこれだけの累積債務を負わせた、この責任を造林公社はどの程度どれだけ負っているかというのを総括しないとイケない。こういう立場から終始お話をしています。で、先程委員がおっしゃったように私も同じような疑いを持ってまして、意思決定の中身ですが、そもそも当時「欠損を出さない経営」という意識、ましてや意思決定はなかったのではないのでしょうか。だから公社は平成元年に新植を終えて、その7、8年後には経営の方向転換などいろいろ議論されてきたようですが、これでは遅いわけです。植えた後はしっかりと手入れをして育てるといふ、植えた者の責任が発生します。公社は植えた森を長期にわたって維持管理する責務も有していて、存在はなかな

か動かしがたいものになっている。

ところで、そもそも新規造林をどこで止めておくべきだったのかという議論ですが、収支計算的には、意外と一番最初の造林にまで行くのではないかと私は感じています。林業の管理会計では、先ほど述べましたように、その財務的実態の数字から損益を計測して評価するという中身がないわけですから、林業利回りといいますか、内部収益率を用いて投資した資金がちゃんとリターンして戻ってくるか、その利回りはどうか、ということを手がかりにするのが一番の手法です。

林業白書の内部収益率に関する資料を繋いで示していただきたいと事務局をお願いをしていたのですが、育林業の一般的な内部収益率がどこかの時点でマイナスになっているはずですが、そして、そういうものに投資する人もいないですから、最近の森林・林業白書には掲載されなくなっているのではないのでしょうか。公表されている資料でも、前からもう2パーセントとか1パーセントになっていたわけです。そして、それは立木価格の標準的なものを指標にして計算をやった数値ですから、造林公社の場合、立木価格が一般的に低いです。それから利子の支払いが必要な借入金の運用の成果ですから、立木代収入から利子分もさっ引かねばならない。また分収造林ですから土地所有者に立木代の4割をわたします。だから、内部収益率は、そもそも公社造林を始めた時点からマイナスでなかったのかと疑いたい。昭和30年代の公社造林事業は、プラスだったかなと思います。

だから、そういった指標を意識し、収支を意識しながら、制度融資資金を導入して新植造林する意思決定をした経営者は、造林公社にはいなかった。そう考えます。是非、内部収益率などそのあたりの資料を事務局で詰めて、試算して頂きたい。お願いいたします。

(事務局)

前回、委員の方から、林業利回り表について分収率も加味した試算をおっしゃっていただいていたのですが、まだできていませんので、引き続きやりたいと思っています。

(委員)

その辺を入れれば、ずっと早くからマイナスで、投資するべきではなかったということになると思います。

(事務局)

保水機能について当初はどうだったかというお話ですが、参考資料の2追-69ページは、滋賀県公社が昭和41年に下流に示した設立構想で、ここに引用されているのが1957年3月農林水産省試験研究所報告99号で発表されているもので、この中で針葉樹林は260mm/hrで、広葉樹林の3、4齡級ですと130mm/hrとあります。針葉樹林に植え替える方が浸透濃度が高い、保水機能が高くなるという根拠を公社では言っていました。ただし、これが本当にそうなのか、そうでないのかというのは検討の必要があると思います。

また、先程公社の方が申しましたように、現在の公式見解としては、手入れされた針葉樹は広葉樹とほぼ同じであるというような話がありますが、だからと言って植え替えるのが良かったのかどうか、植え替えずにそのままあったら少なくとも同程度はあったのだからそれで良かったのではないかという議論があるのですが、当時はこういうことを理由に、植え替えることについて、もちろん儲かるし保水機能も増えると、特に下流に対して言ってきたわけです。

(委員)

保水とか水源かん養という目的だけでやられているわけではなくて、山村振興などの目的もということで、常に複数の目的のためにこれをやってきたことは、ずっと言われているわけですね。

でも、経営という問題とイコールだと思うのですが、その目的のいくつかには、必ず優先順位というものが付けられるべきだったと思うのです。優先順位の中で主目的になった時にその照準に合わせて何をするか。それが例えば、水源かん養、実は誤謬だったかもしれませんが、山村振興ということがあるなら、多少のマイナスがあっても投入するとか、そういったプラスマイナスをやるのが経営だと思うのです。公共事業なのか本当の利益追求なのか、その線引きもやり方の違いではないのかなと思うのですが。

(委員)

ただ、それでもこれだけの赤字を出してはいけないと思います。

(委員)

そうです。だからその大前提として、そもそもそういう優先順位のような考え方が一度も見られていないのではないかと、どこかにあったのだろうかという疑問があります。

その見通しを立てることによって、木材生産には莫大な借金になってしまうかもしれませんが、公益的機能だとか水源だということにおいては投じましょう、ということがあれば、まだ説明が付くような気がするのです。それがいつも、これだとかこっち、これだとかこっちみたいに、ぐるぐるぐるぐる別の理由が出てきて、結局何だったのか分からないということが、こういうような流れの中では常にあるのです。どこを起点に考えれば良いか分からない。それは一体どなたがどの時点でどういうふうにするものだったのか、スキームそのもの自体がよく分からない。それが経営の問題なのかなと思っています。

(事務局)

最初の構想では、全ての目的が達成できるという見通しであり、山村振興にもこれだけ寄与するし、水源かん養にもこれだけ寄与して、経営的にもこうなるという考えがあったと思います。

本日お配りをしました平成7年あるいは8年の計画の中では、そのあたりの問題点をいくつか指摘をしております、例えば山村振興につきましては、前回も話が出まし

たが県外労働に頼ることになってしまい、思ったよりも効果が無かったということが書かれています。だからこれからは労務について地元の森林組合に移管するべきであるということなどが出てきます。経営のことについては、今見て頂いたとおり収支計画の見直しをしています。水源かん養については、効果測定をしたことは見た限りでは無いと思います。当初の目的、効果をそれぞれどの程度達成したのかを見てみると良いのかも知れませんが、どのようにそれを計るか、どう評価したらよいかは難しいと思います。

(委員)

基本的な理解だけ言っておきますと、水資源と水源かん養というのは、別概念で考えるべきではないでしょうか。つまり、植生に覆われた表土には、一時水を貯留する能力がありますが、その量自体はしれています。水源かん養機能というのは、一度スポンジのような表土に水をふくませて、徐々に下流に流し、ないしは地下水脈に浸透させて行く、そういう機能だということです。針葉樹がよい、いや広葉樹だという話とは違うのです。だから降った雨が直接表層を流れ出す、ないしは表土が流れ出して無くなってスポンジ機能を失うというのでない限り、針葉樹林であれ広葉樹林であれ、十分水源かん養機能を発揮するものなのです。根がどれだけ張っているか、土壌の孔隙性がどの程度かということが浸透能に効いてきますが、施業の仕方次第で人工林も捨てたものではない。森の状態によるわけですから、針葉樹がいい、いや広葉樹だとは、一概に言えません。

水資源となると、木が植わっていることによって木は水を必要としますから、その分降雨量のうちの蒸発散量が増え、下流への流出量は減じます。下流に出てくる水の量は森林がある方が少なくなる。だから降雨が一度に流れ出るのを防ぎ、時間差を付けて流出させていくことに森林が存在する意味がある。ダムの方が水資源として降雨を操作することができますが、森が荒れてダムに砂が流れ込むとダム機能の低下につながります。だから、ダムの造成や森林整備を総合的な形でやる必要があるのです。針葉樹を植えた方が水源かん養機能が上がるとか下がるとか、水資源からみてプラスだとかマイナスだとかの議論を、広葉樹と針葉樹を対比させて単純にやるべきではないと考えます。

こんな話があります。明治29年に河川法が、30年に森林法と砂防法が成立しています。いわゆる治水3法ができるのです。そして、森林法に基づく保安林制度を運用して、採草利用を放置して森がまだ無いところに保安林を造成したのですが、瀬戸内海地帯でのことですが、ため池の水が貯まらなくなった。農民が困って森を造成するのを止めてくれと陳情するといった事態も起こっています。要するに雨量が少ないところで、下流でため池で受け止めるということであれば、森が無い方が水資源的には良かったわけです。植えない方が良い場合もあるのです。要するに良いことだけを宣伝し方便にして、林野庁行政は、結局は、国民ための木材資源造成政策をこれまでは貫徹してきたのです。私は林業支持派ですので、もっと日本林業の振興を図るべきだと考えている者ですが、これだけ借金を抱え込んでしまった造林公社の経営は擁護できません。森林を林業展開の基盤と捉えて、その基本的で基盤的な造成は、公共事業としての造林としてやるべきであった。制度融資資金を使うのではなく、農地基盤のように基盤投資としてやるべきだったと思います。森林は多様な機能を有していますから、込みいって関連

している議論をやる必要があります。しかし、分かりやすくうまく議論することが大切です。

(委員)

それが一番国民がずっとうさんくさいと思ってきたところだと思うのです。ちゃんとしたことがちゃんとしていない。ちゃんとしたことが伝わるのは難しいと思いますが。平準化という機能と、もう一つの機能はなんでしたか。

(委員)

蒸散作用。降った水を木が吸い上げて大気に出すことで、木の働きとしてかなり大きいと思います。

ちょっとお聞きしたいのですが、参考資料の5 - 3 - 18で、公社造林の県内の作業員数が、平成17年で139名いらっしゃいます。一方で、国勢調査での滋賀県の林業就業者数では366名ですが、約4割弱が公社造林で働いていると見て良いのでしょうか。

(造林公社)

それとは限りません。そこに上げているのは、公社造林に関わっている作業員数ということで、年間約180人と言っていますが、特に事業量が全体として落ちており、年間通しての仕事量がないという場合もあります。

(委員)

そうすると、国勢調査の林業就業者数とは言えないのですね。もし数えられるようであれば、4割が公社造林で働いていると言えるのかなと思ったのですが、そうでないということですか。

(事務局)

国勢調査は、現実そこに居る人を対象にするものですから、対象者が一致しているのかもわかりません。

(委員)

造林公社の良いところで、地域雇用を創出していることが、これでいえるかと思ったのですがそうは言えないわけですね。

(造林公社)

以前、相当な事業量があった時には、滋賀県では作業員が不足していたのですから、そのような時には十分言えたのですが、最近特に年齢も高くなってきて事業そのものが落ちてきました。以前下刈りや木起こしなどの作業がある時は、相当の事業量もあったのですが、最近は除間伐が中心ですので、なかなか年間通して安定的に作業をして頂くことはできない状況です。

(委員)

先程もおっしゃたように、林業の従事者がいないと、この知恵とか林道を造るにしてもそれが後世に伝わって行かないわけですね。お爺ちゃんが植えた木を子か孫が引き受けるというのが今までの林業の常識です。そういう方が年々おられなくなってきています。何か、雇用自体ということで、造林公社で何かの形で林業従事者を雇用する機会を作られてはどうかという気はしています。

(委員)

今本当に公共事業の評価を見直さなければならない時期だと思っていまして、医療など公共性の高い事業をやればやるほど、この収支のつじつまを合わせるだけの作業が多くあるように見えてきます。だから収支だけでない目的達成というか、公共が事業をやると責任者が曖昧だということが分かってきている中で、本当に目的が正しかったのかどうかというものを含めた公共事業の見直しの仕方を提案できたらなと思いました。

(委員長)

今、委員がおっしゃったことは大変重要なことなのですが、そういう論議とか内容を織り込んでいく場合には、造林公社のやったことは公共事業だということになってしまいます。つまり経営というのは脇に追いやられて、そもそもこれは公共事業だったということになってしまうのですね。

(委員)

ただ、国は造林公社を民有林造林推進の一つの担い手と位置づけ、財投資金を使い、国家予算で利子補給をしての制度融資でもって助成する政策をとってきました。そして、全国のほとんどの造林公社は、債務をある程度チャラにしてもらわないと府県の財政がたち行かなくなる事態に陥っています。円借款を用いての後発国開発援助の場合、チャラにせざるをえないケースはよくあることです。どこかでチャラにして出直す方が健全という側面が常にある。これと、やはり責任を持って、法律上は自己責任でもって借入れをやったのだから、それを返してもらわなければならない、というのと2つの面があると思うのです。

これは地方がやったマターだ、民事上のことだと国は造林公社の累積債務問題から逃げていますが、国もどこかで責任を感じているはずですよ。何らかの声を上げていくことによって、徳政令的なものをやらざるを得ない状況が作りだされるはずですよ。ちなみに国有林野事業の3兆8千億円の債務処理に、たばこ1本につき1円を徴収しています。国有林の自前の方では、そのような処理をしていっているのです。

もう一つ。実態の怪しいところに貸していた責任というか、貸した農林漁業金融公庫にも、重大な、一番とっていいくらいの責任があるのではないのでしょうか。民間企業への融資の場合、倒産したら全額ががえってくるわけがないですよ。

(事務局)

県の損失補償がついています。

(委員)

それを分かった上で言っているのです。国民感情からおかしいのではないですかということ。損失補償を付けたのがうかつでした、と言うか、そのとおりでしたと言うのかはあると思いますが。

(委員長)

国の責任というところでは、実際、県の損失補償がなければ公庫も貸すわけがない。ということは国の責任という点では、スタートラインから、最終的には県民の負担で何とかしろという構図ができていますね。しかしそれは形式的な話であり、スタートラインでは多分損失補償が無いと融資が実行できないという話でしょう。

(委員)

融資は、融資先の経営実態を見て融資すべきははずのものであり、国もこういうふうにはチェックして進めなさいと指導していたはず。損失補償は後から見れば効いてくるわけですが、債務保証をした県は、うかつだったと言えうかつだったのです。が、最初からそこを前面に出して融資を願い出た性質のものではなかったはず。

(委員長)

損失補償は本当に今となっては大変なことですが、最初の段階では手続上の形だけのものだったと思います。

この論議はまだまだ時間がかかるようですが、今日説明を頂きました時期が一番この問題の主要なポイントとなるようです。説明後の1時間20分程度いろいろご意見やご質問を頂きました。これで尽くせたわけではございません。前回2回目の論点も整理して頂いておりますが、今日の3回目の論議につきましても、事務局の方で論点整理をして頂いて、次回の議論に活かしたいと思っております。それからご要望のありました資料は事務局の方で分かる範囲でお知らせ頂くというような形で、次の第4回にこの論議を継続していきたいと思っております。

取り敢えず、今日の論議はこの辺で打ち切るということでご了解頂きたいと思っております。

多分、国の政策とこの造林公社の設立から現在に至るまでの関係というのが非常に重要であるということ、その一方でそもそも経営というのがどのようになっていたのか。これは表裏一体の関係ではありますが、またちょっと性格が違うものかなと思っておりますので、そこらを整理しながら、明らかにしていかなければならないと思っております。

先程、北尾委員がおっしゃったように、国の政策であれ何であれ、林業ということ、あるいは山林、森林を守ることがあり、だからと言って、現に滋賀県の県民にこれだけの負担を負わせたということについては、それは仕方がないではすまないというところがあります。その部分をはっきりさせないと、この委員会の存在意義がないと思っております。国の責任や、果たしてきた良い意味でも悪い意味でもその役割、それから県、

造林公社の経営を含めた責任、もう分かり切ったことかもしれませんが、もう少し掘り下げていきたいと思えます。

次回にも参考人から何かお話を伺うことを検討してみたいと思えますが、前回各委員から出ていましたご要望のうち、今日一人実現をしましたが、その後、事務局の方から何か打診をされて、進展がありますでしょうか。

(事務局)

まず、前回お話がございました公庫さんについてですが、公庫さんには前回の議事の概要を示して打診をしたのですが、一つは、今回の資料にも書かせて頂きましたが、ほとんど事実経過は説明されているので、特に公庫から直接聞きたいのは何なのか、ということと、具体的にもう少し質問を絞り込んで欲しいということでした。

それから、もう一つ、造林公社の分収契約者さんという話がありましたが、それにつきましては、契約更改の中で接触させて頂いている中から何人か聞いてみて、出ても良いという方もおられるので、お願いできるかもしれません。

(委員長)

公庫につきましては、今お話がありましたが、仮に来て頂いてもあまり本質的な部分のお答えが聞けないかなと思えますが。

(委員)

そんなことはないです。当初、融資する時に、これはマイナスにならない、返済可能だという確信がないとおかしいわけですから、確信がありました、絶対プラスになると思っていました、ということを書いてもらうことが大事で、本当ですかという質問をしたいです。来てもらえるかどうかは別です。制度融資というのは国家の資金ですからそんなにやみくもに融資されたわけではないでしょう。造林公社が健全に運営をされているという確証があったはずであるわけですから、その事を書いてもらうことが大事です。そして、そのことは本当ですかという質問をしたい。普通、銀行は実態を見ながら融資するのではないですか。一番大事なことだと思います。

(委員長)

今、委員が言われたように、融資を決定する時の公庫の判断ですね。公社の経営状況を見て公庫がどう判断をしてきたのかということについて聞きたいということで来て頂けるでしょうか。

(事務局)

もう一度打診いたします。

(委員長)

公社の方の林業家の方については、聞いてみる価値があるでしょうか。

(委員)

本日、私が配布させていただいた資料は30年前の公社造林の現場の実態、現地をレポートしたものです。その中に出てくる朽木村で林業経営をやっておられる方、自分で拡大造林をやりながら育林「経営」をやっていこうとされていた方がおられたのですが、自分が所有している山で一番不利なところを公社に土地提供し、自分は一番有利な林地で自分で調達した労働力を投入したり、自家労働力を投下したりしておられました。土地所有者であり育林業経営をやろうとしていた人が、自分の経営に公社造林を引き込んで、全体で林業経営をやろうとされていたわけです。造林公社が私有林経営に参与していたという見方もできます。それが、この累積債務問題につながっているかどうかは別にしまして、お話を伺えれば、公社造林に対する視野が広がるのではないかと思います。

(造林公社)

今、打診した方は農業をやっておられ山も持っておられる方で、その地域の分収造林のことについて私どもがご相談なり、みなさんをお願いして頂くような手助けもして頂いた方です。その地区は、かなり奥地で、滋賀県の北の奥地では造林の歴史が比較的に無いので、篤林家という方ではないです。ただ一般的な森林所有者としてのスタンスでお話し頂けると思います。

(委員長)

特に積極的というご意見がないようなので、仮にお話を聞くといたしましても、次の次くらいでもよろしいでしょうか。ちょっと今日の論議を深めてお伺いすることがまとまった方が良くと思いますし、論議が皆さんの頭の中にはっきりしているうちに先に進めた方が良くかなと思いますので、次回はむしろ集中審議といいますか論議に時間を充てるということでもよろしいでしょうか。

公庫さんにつきましては、次回に来て頂けるということであれば、次回入れて頂いても良いと思います。あるいは、もう少し考えさせて欲しいということであれば、次々回以降でも良いと思います。

(委員)

あとお願いとして、滋賀県公社とびわ湖公社の理事長さんの歴代のお名前と役職を教えてくださいたいのですが。例えば滋賀県知事であったとか。滋賀県の方だと思いますが、どういう方がやっておられるのか。次回で結構です。

(事務局)

30年史の中に載ってはいますが、最近まではありませんので、今度用意します。

(委員長)

次第では「その他」というのがございますが、何かありますか。

(事務局)

事務局からはありません。

(委員長)

それでは、審議の方はこれで終了しますので、後は事務局の方へお返しします。

4．事務連絡

5．閉会